

## 森林整備保全事業 ICT活用工事（舗装工）試行積算要領

### 第1 適用範囲

本資料は、以下に示すICTによる舗装工（以下、舗装工（ICT））に適用する。

以下のICT建設機械による施工の積算にあたっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年3月31日付け27林整計第351号林野庁長官通知）別添1「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」（以下、施工パッケージ型積算基準という。）により行うこととする。

- ・不陸整正（ICT）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（ICT）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

### 第2 機械経費

#### 1 機械経費

舗装工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」により算定するものとする。

- ・不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値)・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は第2の2により計上

#### 2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- ・不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000円/日

#### 3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

- (1) 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

・不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m}^2\text{)} \times \text{層数}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^2\text{/日} \cdot \text{層)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準第11章その他  
②作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。

## (2) システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

・不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象機械：モータグレーダ

費用：623,000円/式

## 第3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。

## 第4 3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる経費

1 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、舗装工（ICT）において、以下の①から③による出来形管理又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行う場合の経費であり、それ以外のICT活用工事（舗装工）試行実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

①地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

②地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

③上記①又は②に類似するその他の3次元計測技術を用いた出来形管理

## 2 費用計上に当たっての留意事項

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を

行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が、1で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

- (2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。